

職員の懲戒処分について

このことについて、下記のとおり懲戒処分を行ったので、「東北町職員の懲戒処分の公表に関する基準」に基づき公表します。

記

事案の概要	令和元年6月24日、金融機関より「長期間お取引のない預金に関するお知らせ」が届き、内部調査の結果、被処分者が福祉課に勤務していた平成20年9月から平成21年4月までの間、複数回にわたり、平成20年3月まで建設課に在籍し担当していた外郭団体の預金口座から合計1,450,000円を引き落していた。令和元年12月末になって、本人がこの金額の着服を認めた。 令和2年1月7日には、着服した全額を利息分含め、返済している。
所 属	税務課（当時 福祉課）
職 名	課長補佐
年齢及び性別	55歳 男性
処分年月日	令和2年1月10日
処分の内容	免職